

# 日本代協 ニュース

INDEPENDENT INSURANCE

AGENT OF JAPAN INC.

<発行者> 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 会長 岡部繁樹 東京都千代田区有楽町 1-12-1-321 TEL 03(3201)2745  
日本代協ホームページ(URL)http://www.nihondaikyoo.or.jp

## 平成 27 年度通常総会付議事項等を審議 ～5 月 8 日(金)第 1 回理事会開催～

- 理事会では下記事項が報告・審議されました。会議に先立ち、岡部会長より以下の内容のご挨拶がありました。
- 昨年度の会員増強においては、目標 12,000 店の未達は残念だったが、平成 4 年以来 23 年ぶりの 200 店以上増となる 260 店の増店となり、勢いが付けられてきた。各代協のご尽力に改めてお礼申し上げる。
  - 4/18(土)安倍首相主催の「桜を観る会」(於:新宿御苑)に政治連盟の泉会長とともに参加してきた。政界・芸能界から多くの方が招かれ賑やかな会だったが、この会にご招待いただいたことは「日本代協の周知」の現れである。
  - 損保と生保の決定的な違いは、補償がいるかいないか、YES か NO かで済んでしまう損保と、人が介在してどの商品がお客様に適しているかの提案が求められる生保、という点にあるのではないかと。今後はますます人の手が必要な分野に進出していかねばならないと思う。

### 【主な報告事項】

#### □監査実施報告

- ・平成 27 年 4 月 24 日(金)会計監査および業務監査が行われた。
- ・会計監査における指摘事項を協議した。
  - ①代理士バッジの在庫処分完了  
(65 個の在庫処分完了)
  - ②保険検定マスタープランの支払ソフトウェアの減価償却(運用開始時期、受講料等について、今後ビジョン委員会で検討する)
  - ③ブロック対策費の処理誤りの修正(余剰金約 300 千円を管内各代協に配分処理していたブロックがあったため、直ちに日本代協あての返戻処理を実施した)

#### □損保協会情報

##### (第 7 次中期基本計画、協会長ステートメント)

##### 【主な内容】

- ・第 7 次中期基本計画(2015～2017 年度)では、損保業界が損害保険業の健全な発展と信頼性の向上を通じて「安心・安全な社会づくり」に貢献していくため、優先的に取り組む課題と位置づけ、8 つの重点課題を取り上げている。
- ・その中で特に、「新たなリスクへの取組み」においては、

新技術の実用化が損保業界に与える影響等に関する研究・整理を行っている。自動運転機能がある自動車において想定される事故形態および法制下での自動車保険の適用などの整理に取り掛かっている。

#### □勤務型代理店等の会員資格移行に関する対応状況

- ・勤務型代理店等は一般会員もしくは賛助会員とする。本件は会員資格問題であり、本来は定款変更が望ましいが、表決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議する特別決議をしなければならず、これを必須とした場合、各代協の総会までの期間及びロードの問題から、対応が難しい代協が出てくる可能性があるかと判断し、法的見地も踏まえた上での政策的な判断として、各代協の理事会で決議できる「会員の入退会規則等の制定」により対応することが決議された。
- ・なお、各代協において、実態調査・把握を進めた結果、正会員以外から選任する理事数の枠の拡大が必要となり、定款変更を検討する代協も出てきたため、これに合わせて定款変更を行う代協もある。

#### □マイナンバー制度と保険代理店への影響

- ・マイナンバー制度が平成 28 年 1 月から利用開始となる。これに先立ち平成 27 年 10 月から全国民へマイナンバー通知が行われる。
- ・特定個人情報であるマイナンバーは、その利用範囲を①社会保障②税③災害対策に関する分野に限定される。
- ・企業として、給与所得の源泉徴収票の作成や社会保険料の支払において必要となるため、対従業員・対社内・対委託先への対応が必要となる。
- ・保険代理店、保険会社の業務への影響：未確定であるが、支払調書にはマイナンバーの記載が必要となるため、誰がマイナンバー取得の事務を行うかによって安全管理措置の取組みの重さが変わってくることになる。今後、日本代協としても情報収集を行い、発信していく予定。

### 【主な決議事項】

#### 1. 通常総会 日程・運営・付議事項等の審議

- ・平成 27 年度通常総会の日程・運営・付議事項等について、会長から以下の通り提案され、審議・採決の結果、全会一致で承認されました。

開催日 平成 27 年 6 月 16 日(火)

会場 損保会館 2 階大会議室

次第 次ページの通り

10:00～通常総会 11:10～セミナー  
13:00～政連臨時代議員会 14:00～全国会長懇談会  
17:30～懇親会

### 総会付議事項

第 1 号議案 平成 26 年度(第 51 期) 事業報告案承認の件  
第 2 号議案 平成 26 年度(第 51 期) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録承認の件  
第 3 号議案 監事退任に伴う後任監事選任の件 他  
なお、事業報告に関しては、「平成 27 年度通常総会招集のご通知」の「要旨」にて報告があった。

## 2. 第 5 回日本代協コンベンションの実施プラン

・日本代協コンベンション(11 月 13 日(金)～11 月 14 日(土)開催予定)のテーマ・コンセプトについて、次の内容が決定しました。

### □第 5 回コンベンションのテーマ・コンセプト

【代理店のマネジメントのあり方を考える】

～個人の能力を引き出し、組織の力を高める～

□基調講演講師 岡田 武史氏(元サッカー日本代表監督)

## 3. 全国会長懇談会での表彰

・平成 26 年度取組結果に関する表彰について、下記の通りの内容が承認されました。

《年金基金》キャンペーン期間で目標達成代協に 2 万円、年度末までの達成代協に 1 万円、会長特別表彰として、V5 の富山県代協に +2 万円、目標の倍以上達成の熊本県代協に +1 万円を贈呈する。

《会員増強》①年間の自主目標達成に関しては、従来からの表彰基準を適用する。

I. 目標達成かつプラス 20 店以上	7 万円
II. 目標達成かつプラス 10 店以上	5 万円
III. 目標達成	3 万円

IV. 会長特別表彰(連続入賞 V4 以降)

※会長特別表彰としては、福岡 V11=8 万円、石川 V4=1 万円を贈呈する。

福岡	基準Ⅱ + V11	= 13 万円
宮城・神奈川	基準Ⅰ	= 7 万円
栃木・奈良・広島・沖縄	基準Ⅱ	= 5 万円
青森、山梨、石川(+1 万円)、福井、滋賀、京都、和歌山、鳥取、香川、高知、大分、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	基準Ⅲ	= 3 万円

②会員増強 2 月増強キャンペーンの表彰

※入賞代協を全国会長懇談会の場にて表彰状授与する。

※増強に顕著な取組みのあった支部を 3 支部表彰する。(除く昨年好取組発表いただいた支部)

※全国会長懇談会に支部長をご招待し、表彰する。(表彰状授与+好取組発表)なお、選考については、組織委員会に一任する。

③三冠王の表彰

※三冠王を達成した以下の 11 代協に対して、表彰状+賞金 3 万円を贈呈する。

神奈川、山梨、滋賀、京都、奈良、和歌山、広島、高知、佐賀、長崎、熊本

## 第 35 次 PIAS 米国研修の事前研修会報告 ～5/15 開催～

・第 35 次 PIAS(太平洋保険学校)米国研修(6 月 18 日～6 月 26 日:9 日間)の出国前事前研修会が 5 月 15 日(金)に日本代協で開催されました。今回の参加者は、総勢 15 名になりました。日本代協事務局より、研修概要の説明やスケジュール・受講報告書などの注意点の説明が行われ、同研修会も予定通り終了しました。今回の研修会は記念すべき 35 周年事業でもあり、米国研修機関である IEA からもサプライズが期待されます。なお、9 月中には同報告書が作成され、日本代協 HP にも掲載する予定です。

## 「総合労働相談所」の紹介 ～セミナーの開催/個別相談で活用下さい～

・委託型募集人の適正化に伴い、代協会員から社労士に相談が寄せられる機会が増えている一方で、相談先がわからず、対応に苦慮している会員も散見されたため、相談窓口を検討していました。

・この度、全国社会保険労務士連合会と情報交換ができ、47 都道府県の社労士会が運営する「総合労働相談所」を相談窓口とする提携が進められることとなりました。

・すでに社労士会から挨拶、相談窓口の案内が届いた代協もありますが、各代協から以下の電話番号に連絡を入れ、セミナー開催および個別相談のための紹介方法などについて打合せください。

《ナビダイヤル》 0570-064-794

(最寄りの社労士会につながる。通話料は有料)

## 代理店賠償 “日本代協新プラン” ～(次年度改定+中途加入締切)情報～

・代協正会員を対象とした代理店賠償“日本代協新プラン”は、来る 10 月 1 日が満期となります。(募集期間は 8 月中旬以降書類を一括送付)次年度の保険契約改定の内容および本年度の中途加入規定は下記の通りです。なお、更改は昨年同様の補償内容、保険料据え置き予定です。

### “日本代協新プラン” 改定等情報

《本年 10/1 始期以降の次年度改定内容》

■認定保険代理士割引の廃止⇒トータルプランナー割引の導入(資格者人数に対する割引率は変更なし)

《本年度契約における中途加入締切日》

■中途加入始期日=最終:平成 27 年 7 月 1 日

(最終申し込み締切日)平成 27 年 6 月 22 日